

巻 頭 言

平成 17 年度センター長会会報第 46 号をここにお届けいたします。平成 17 年度全国精神保健福祉センター研究協議会並びにセンター長会会議は平成 17 年 9 月 12 日、13 日の 2 日間、北海道札幌市において、北海道立精神保健福祉センター（田辺等所長）の主催で、札幌こころの健康センターの協力を得て開催されました。本号には、研究協議会報告を中心に、会議報告、調査研究報告などをまとめましたので、会員の皆様にご報告するとともに、関係者の皆様の忌憚のないご意見やご示唆をお願いいたします。

さて、障害者自立支援法が昨年 10 月 31 日に国会で成立、11 月 7 日に公布され、合わせて精神保健福祉法も改正されました。これを受けて、全国の都道府県、指定都市精神保健福祉センターでは、本年 4 月 1 日の自立支援医療（精神通院医療）施行に向けた準備を開始しましたが、準備期間が極めて短期間であったため、発行準備作業が遅延し、4 月以後もその対応に追われる日々が今なお続いている現状にあります。

また、この 10 月からの新たな「障害福祉サービス」の実施に向けて、障害程度区分の認定作業が開始されていますが、精神障害者の生活のしづらさが適正に反映されるかどうか、社会復帰施設等が円滑に新制度に移行できるのかなどに留意していく必要があると思います。合わせて、精神保健福祉法改正の 10 月実施に向けて、手帳の写真貼付等についても準備していかなければなりません。

さらに、障害者自立支援法では自立支援医療及び福祉サービスの利用に際し 10%の定率負担が求められていますが、この点は当事者や家族が最も不安を感じているところであり、適正な利用に支障をきたすことがないように、法施行後の現状把握が求められるところではないでしょうか。障害者自立支援法は言わばこのような負担も伴うもので、今後は、精神障害者の自立と社会参加が推進されるよう、国、都道府県、市町村、精神保健福祉関係機関等それぞれの役割が強く求められていると思います。

一方、自殺予防対策も新たな課題となっています。昨年 7 月の参議院厚生労働委員会における決議を踏まえて、政府は自殺対策関係省庁連絡会議を設置し、昨年 12 月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめました。これを受けて、本年 3 月、厚生労働省障害保健福祉部長より「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」が発出され、自殺対策連絡協議会（仮称）の設置や、相談体制の充実が求められています。本年 6 月には、自殺対策基本法が成立し、自殺対策を社会的な取り組みとして実施することが定められました。自殺予防は精神保健福祉領域のみの問題でないことは明らかですが、精神保健福祉センターとしても一定の役割が求められています。

平成 17 年度の当会の事業としては、研究協議会の開催に加えて、厚生労働省自立支援医療制度運営調査検討会への参画や厚生労働省への要望「地方精神保健福祉審議会の必置規制の見直しについて」（平成 17 年 9 月 20 日付、精神保健福祉課長宛）等を行ないました。また、精神障害者保健福祉手帳の判定業務について、当会として一定の標準化をめざすために、平成 16 年度に引き続き、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「精神障害者保健福祉手帳判定のあり方に関する研究」（主任研究者 白澤英勝 宮城県精神保健福祉センター所長）に取り組むとともに、二つの分担研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」「精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究」と二つの協力研究に取り組みました。

障害者自立支援法施行、精神保健福祉法改正、自殺対策基本法の成立に加え、ひきこもり対策、思春期対策、災害時のこころのケアなど精神保健福祉センターに求められる役割はたいへん多岐にわたっています。これらのニーズに着実に応えていくためには、精神保健福祉センターの機能強化もきわめて重要な課題であると考えています。今後も、地域における精神保健福祉の充実を図ることで、精神保健並びに精神障害者福祉の向上に一層取り組んでまいりたいと考えていますので、会員の皆様にご協力をお願いするとともに、都道府県民、市民、関係諸機関、関係諸団体の皆様方の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げまして、巻頭言とさせていただきます。

平成 18 年 7 月

全国精神保健福祉センター長会会長
山 下 俊 幸